

専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和7年（2025年）5月21日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、本市の業務に関して発生した事故20件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	令和6年10月23日 札幌市白石区在住者	令和6年8月5日、札幌市中央区北5条西27丁目において、歩道を歩行中の相手方が、駐車場から出ようとした本市の福祉業務用のリース車に接触したことにより負傷したもの	8,600円
2	令和6年12月29日 札幌市西区在住者	令和6年11月6日、札幌市西区山の手1条9丁目において、市立小学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車に児童が投げた石が接触し、当該自動車が損傷したもの	113,916円
3	令和7年1月10日 札幌市西区在住者	令和6年10月20日、札幌市西区発寒12条11丁目において、本市が管理する公園の樹木の枝が風で飛び、駐車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したもの	165,020円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
4	令和7年1月22日 札幌市中央区在住者	令和6年9月25日、札幌市北区北18条西2丁目において、市立中学校の敷地の草刈り作業中に、当該敷地内に駐車中の相手方の自動車に草刈り機が接触し、当該自動車が損傷したものの	86,900円
5	令和7年1月23日 札幌市豊平区在住者	令和7年1月13日、札幌市豊平区月寒東1条15丁目において、本市の救急車両が、駐車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したものの	74,034円
6	令和7年1月24日 札幌市北区在住者	令和6年10月24日、札幌市北区百合が原5丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の雨水 ^{ます} 桧周辺に生じた段差により損傷したものの	6,336円
7	令和7年2月3日 札幌市白石区在住者	令和5年12月11日、札幌市白石区南郷通7丁目北において、本市が管理する道路を歩行中の相手方が、当該道路上の穴に足を取られて転倒し、負傷したものの	133,291円
8	令和7年2月4日 札幌市手稲区在住者	令和7年1月22日、札幌市南区北ノ沢において、駐車中の相手方の自動車が、本市の福祉業務用のリース車の接触により損傷したものの	368,060円
9	令和7年2月13日 札幌市東区 ハウスオブリザあ かしや公園一番館 管理組合	令和7年1月13日、札幌市東区北39条東5丁目において、本市の職員が、ごみ収集作業中に誤って相手方が管理するごみステーションの器材を損傷したものの	15,500円
10	令和7年2月16日 札幌市北区在住者	令和6年10月22日、札幌市北区北25条西7丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、車道上に突き出していた街路樹の枝に接触し、損傷したものの	65,488円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
11	令和7年2月20日 札幌市手稲区在住者	本市職員の不適切な事務処理により、相手方に不要な収入印紙代を負担させたもの	3,100円
12	令和7年3月4日 札幌市北区在住者	令和6年6月14日、札幌市東区中沼町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	24,736円
13	令和7年3月4日 札幌市白石区在住者	令和6年10月21日、札幌市白石区東米里において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	6,600円
14	令和7年3月7日 札幌市中央区 ザ・パークハウス 円山管理組合	令和6年12月20日、札幌市中央区北1条西27丁目において、本市の職員が、ごみ収集作業中に誤って相手方が管理するマンションの照明器具を損傷したものの	42,900円
15	令和7年3月7日 小樽市 高野冷凍株式会社	令和7年2月21日、札幌市南区澄川3条3丁目において、停車中の相手方の自動車が、本市の塵芥車 <small>じんがい</small> の接触により損傷したものの	44,550円
16	令和7年3月11日 札幌市中央区 ブリリアタワー近代美術館前管理組合	令和6年10月11日、札幌市中央区北1条西18丁目において、相手方が管理するマンションの駐車場の屋根が、本市の塵芥車の接触により損傷したものの	443,780円
17	令和7年3月14日 札幌市白石区 株式会社モビリティサービス北海道	令和7年2月16日、札幌市南区南35条西10丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	5,940円
18	令和7年3月17日 札幌市豊平区在住者	令和7年2月16日、札幌市南区南35条西10丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	6,418円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
19	令和7年3月18日 札幌市南区在住者	令和7年2月19日、札幌市南区において、相手方の駐車場のポール及び当該駐車場に駐車中の相手方の自動車が、本市の塵芥車の接触により損傷したもの	479,608円
20	令和7年3月28日 札幌市厚別区在住者	令和7年1月21日、札幌市白石区菊水6条3丁目において、市立中学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車に教室の窓から落下した網戸が接触し、当該自動車が損傷したもの	468,897円